

議員提出議案第6号

取手市議会基本条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び取手市議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年3月19日

取手市議会議長 入江 洋一 殿

提出者	取手市議会議員	齋藤 久代
	〃	結城 繁
	〃	赤羽 直一
	〃	岩澤 信
	〃	山野井 隆
	〃	細谷 典男
	〃	佐藤 隆治
	〃	関戸 勇

提案理由

議会報告会の位置づけを市民への報告中心の会から対話中心の会に変更し、名称についても「意見交換会」とするため、本条例の一部を改正するものです。

取手市議会基本条例の一部を改正する条例

取手市議会基本条例（平成23年条例第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議員の活動原則)</p> <p>第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 市民の代表としてふさわしい品位を保ち、常に研さんに努め、取手市政治倫理条例(<u>平成26年条例第9号</u>)を遵守すること。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p><u>(意見交換会)</u></p> <p>第6条 議会は、<u>市民との対話と報告の場</u>として、<u>意見交換会</u>を年1回以上行うものとする。</p> <p>2 <u>意見交換会</u>に関する事項は、別に定める。</p>	<p>(議員の活動原則)</p> <p>第4条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。</p> <p>(1) 市民の代表としてふさわしい品位を保ち、常に研さんに努め、取手市政治倫理条例(<u>平成13年条例第3号</u>)を遵守すること。</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p> <p><u>(議会報告会)</u></p> <p>第6条 議会は、<u>市民への報告と市民との意見交換の場</u>として、<u>議会報告会</u>を年1回以上行うものとする。</p> <p>2 <u>議会報告会</u>に関する事項は、別に定める。</p>

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。